

後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を納めます。保険料率などについては、徳島県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに見直されています。次回の見直しは平成26年度です。

保険料額決定通知書などは、8月上旬に送付します！

各年度分（4月から3月まで）の保険料額については、納付方法（特別徴収または普通徴収）に関係なく、毎年8月上旬に納付通知書、保険料額決定通知書などを送付しますので、各通知書にてご確認ください。

※賦課処理については、5月31日までに資格取得された方が対象となっており、6月1日以降に資格取得された方については随時納付通知書などを送付します。



▼保険料の計算方法

保険料は、被保険者本人の前年所得に応じて負担する『所得割額』と、被保険者全員が等しく負担する『均等割額』の合計となります。

▼保険料を納める方法

【特別徴収】
年金の受給額が年額18万円以上の方は、原則として年金から天引きされます。

【普通徴収】
年金の受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書または口座振替などによる納付となります。

保険料の計算方法

保険料＝所得割額＋均等割額
(48,900円)

※所得割額＝{前年中の総所得金額等
－基礎控除額（33万円）}
×所得割率（9.51%）

※賦課限度額は55万円

【お問い合わせ先】 市税務課諸税担当（市役所1階）

TEL 32・3845 / FAX 33・3401

ジェネリックによる自己負担軽減を お知らせします



徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック（後発医薬品）に切り換えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を9月下旬に送付します。

【通知対象者】
今年5月に医療機関で新薬を処方された方で、ジェネリック（後発医薬品）に切り換えた場合に自己負担額が大きく軽減される方

詳しくは、徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
(TEL 088・677・3666 / FAX 088・666・0105) まで。

後期高齢者医療制度 臓器提供の意思表示に ご協力ください



7月末までにお届けした新しい後期高齢者医療被保険者証（むらさき色）の裏面には、臓器移植に関する啓発を促すために臓器提供意思表示欄が設けられています。

臓器提供の意思表示については、よく考えて自分の意思で決めたいので、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

詳しくは、徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
(TEL 088・677・3666 / FAX 088・666・0105) まで。